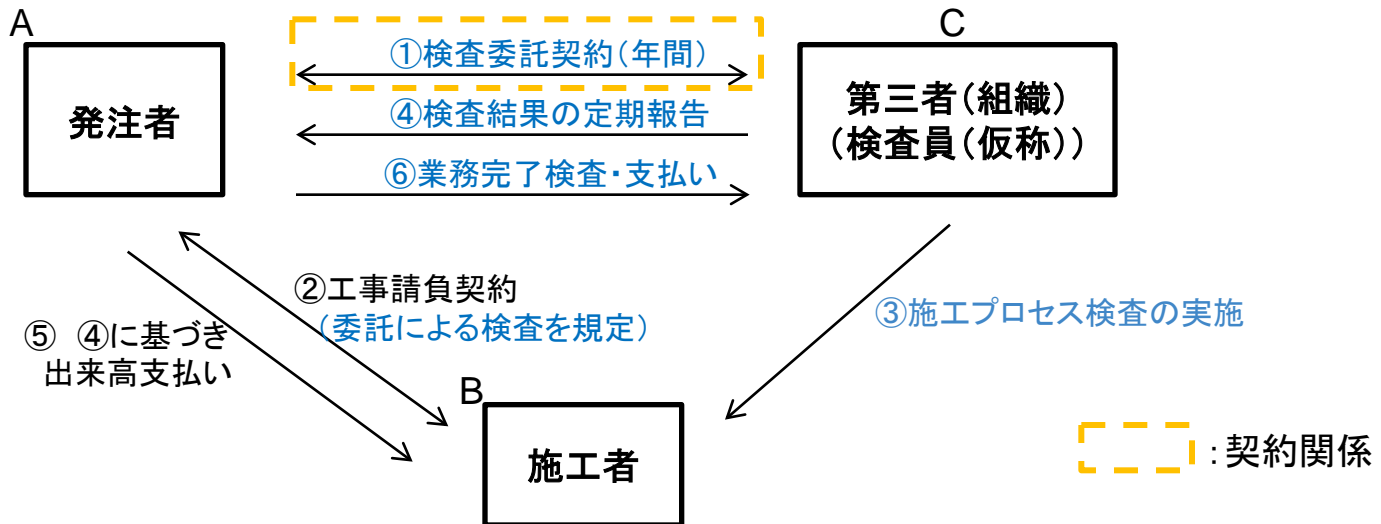


第三者の導入による検査体制の強化

2-1. 検査体制

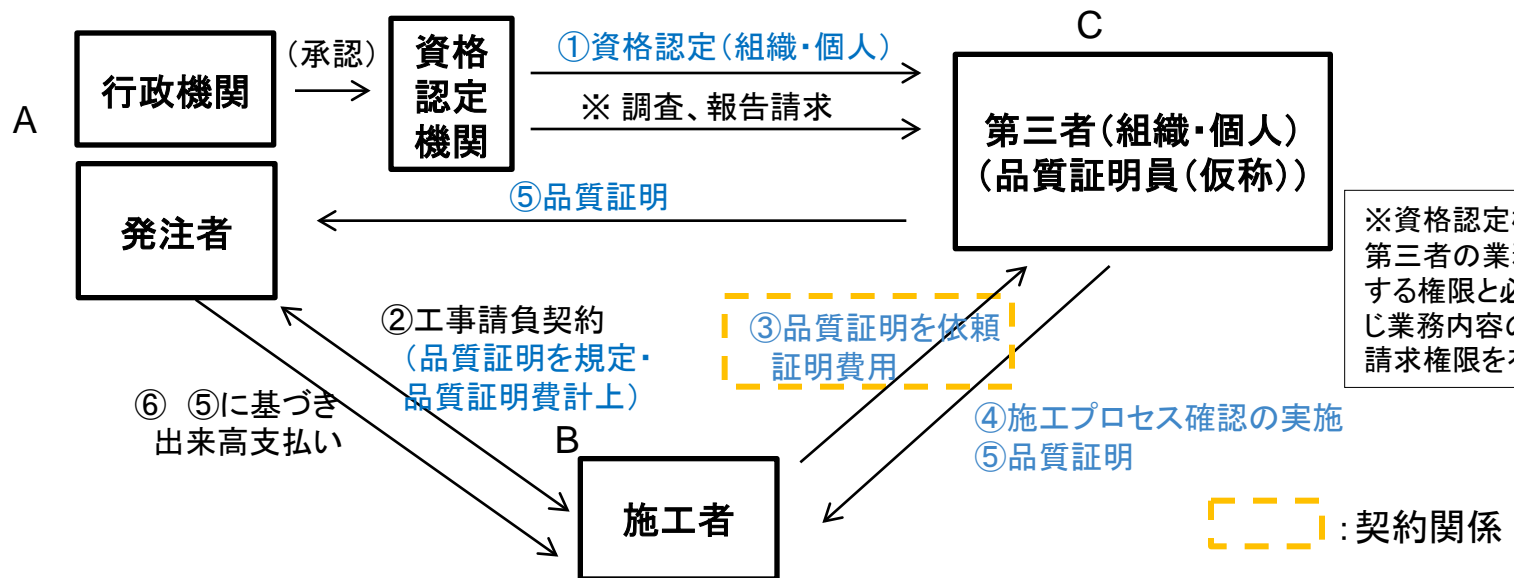
案1) 発注者の検査の権限を相当程度移譲した第三者による検査の導入



【内容】

- ① 契約内容は、現行の検査職員の権限も含めた委託とする(検査の委託は各出張所・監督官詰所単位で、年間契約とすることが考えられる)
- ② 工事の請負契約時に、委託による検査を規定(検査員(仮称)の権限、義務、責任)
- ③ 工事施工中は、検査員(仮称)による施工程序検査を実施
- ④ 検査員(仮称)は、発注者へ検査結果の定期報告を行う
- ⑤ 発注者は、④の報告に基づき施工者に出来高部分払いを行う
- ⑥ 検査業務の完了時に業務の検査を行う

案2) 施工者と契約した第三者による品質証明の導入

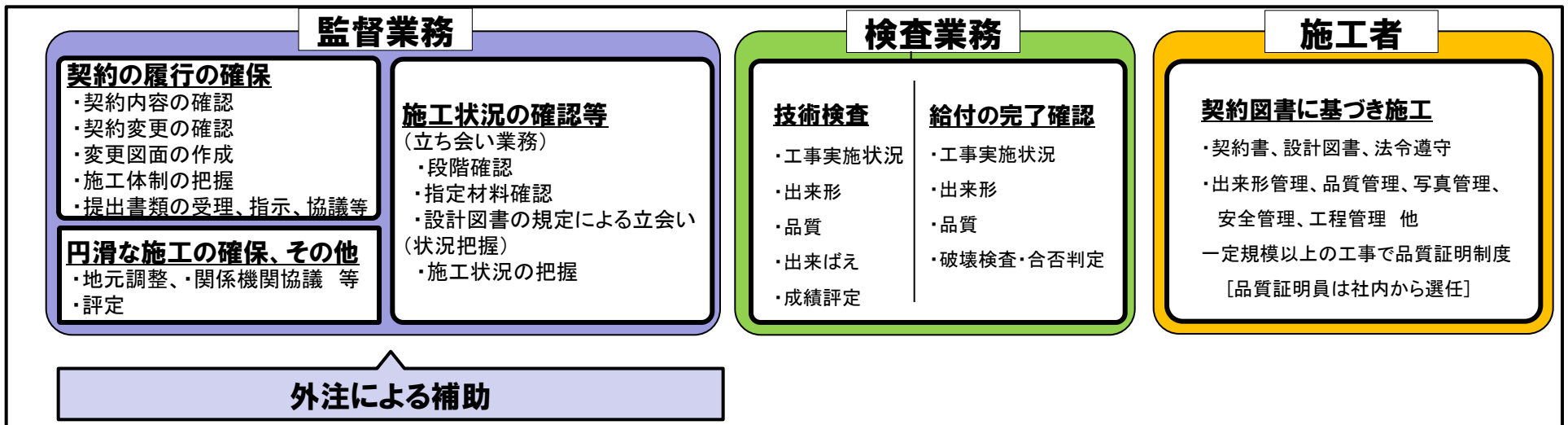


【内容】

- ① 資格認定機関が第三者(組織・個人)に品質証明員(仮称)としての資格を認定する(例: 技術士・一級土木等の既存資格 + 現場経験〇年)
- ② 工事の請負契約時に、品質証明を規定し証明費用を計上する
- ③ 施工者から第三者に品質証明を依頼し、費用を支払う
- ④ 品質証明員(仮称)は、施工程序の確認を実施する
- ⑤ 品質証明員(仮称)は、施工者及び発注者に品質証明を行う
- ⑥ 発注者は、⑤の報告に基づき施工者に出来高部分払いを行う

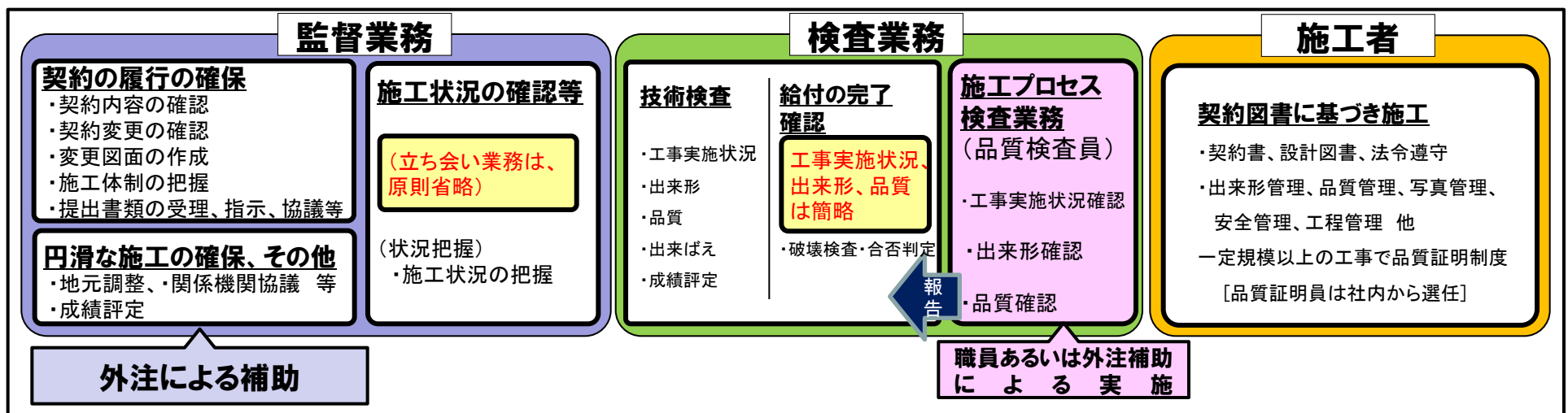
2-2. 品質確保のための体制と業務内容

I. 現行の体制と業務内容



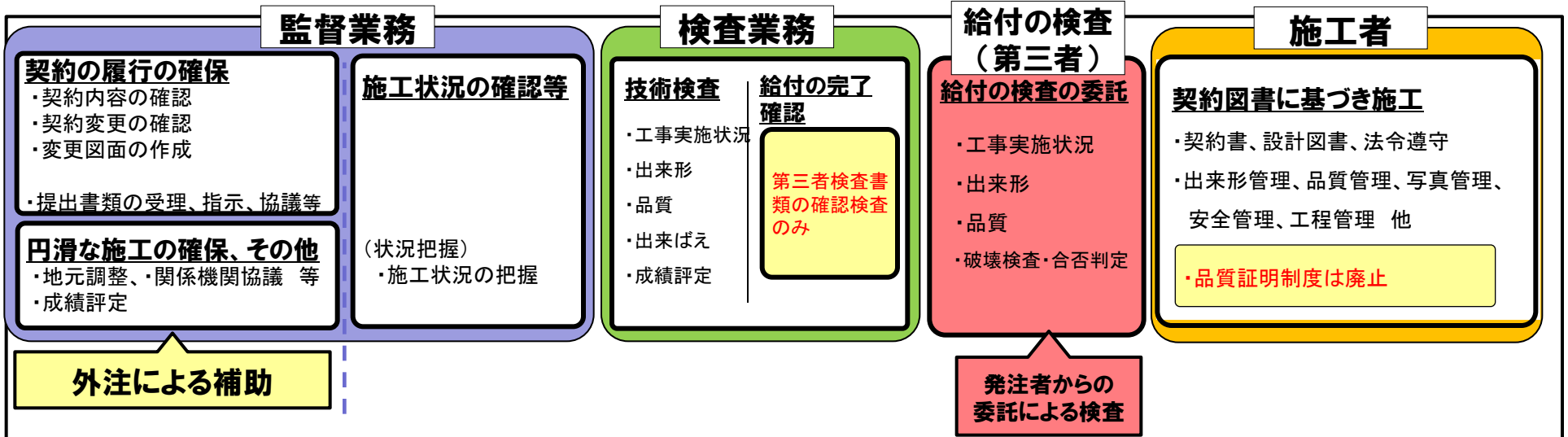
II. 「施工プロセスを通じた検査」を導入した試行工事（H18～）

監督業務での確認行為を、検査として充実

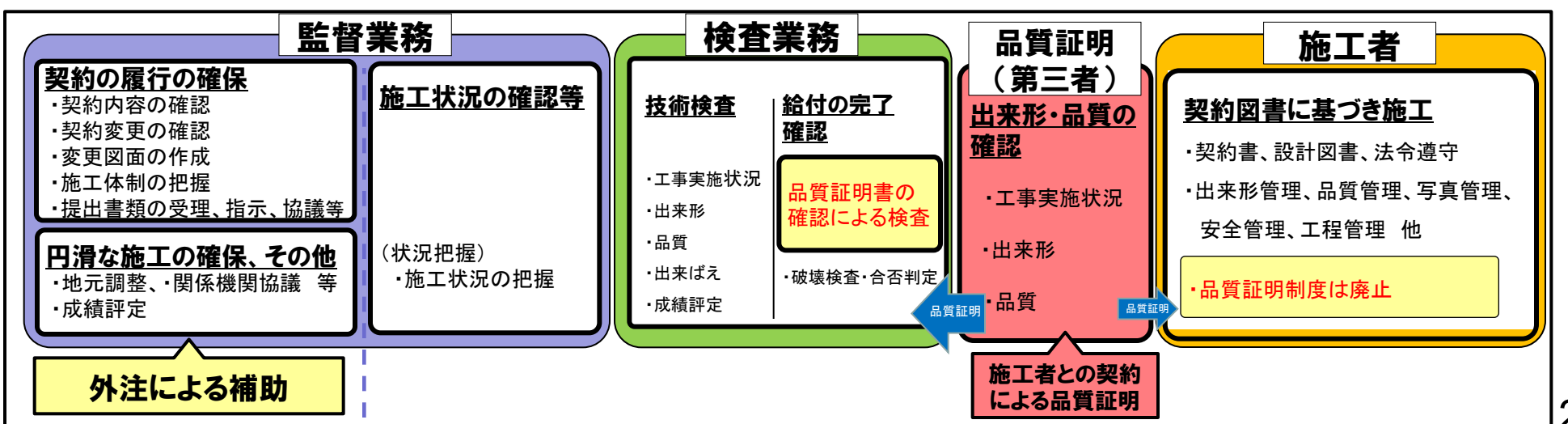


III. 今後の体制と業務内容

案1：発注者の検査の権限を相当程度移譲した第三者による検査の導入



案2：施工者と契約した第三者による品質証明の導入



2-3. 品質確保のための新たな体制(案) 比較表

	案1) 発注者の検査の権限を相当程度移譲した第三者による検査の導入	案2) 施工者と契約した第三者による品質証明の導入
【仕組みの特徴】		
	発注者の役割(契約図書どおりに適切に施工されたことを検査する役割)を第三者が代行する仕組み	施工者の役割(契約図書どおりに適切に施工する役割)を第三者が証明する仕組み
【第三者の役割と考え方】		
(1) 第三者が実施する内容	発注者が行っている工事の給付のための検査 (工事実施状況(施工体制の確認を含む)、出来形、品質、合否判定(破壊検査含む))	施工者の品質確保の証明 (工事実施状況(施工体制の確認を含まない)、出来形、品質の確認)
(2) 第三者の位置づけ	発注者との委託契約に基づき、発注者の相当の検査権限を委託 (検査内容は発注者が規定、第三者は、入札契約により選定)	施工者との契約に基づき、施工者の施工の品質証明を実施 (確認内容は発注者が規定、第三者は、資格認定者の中から施工者が選定)
(3) 第三者の資質	出来高、品質だけでなく、工事実施状況(契約書等の履行状況、工事施工状況、施工体制台帳)、合否判定も含まれるため、 <u>施工全般に関わる相応の経験を有する資格者</u>	工事実施状況(工事施工状況のみ)、出来高、品質の確認のため、 <u>施工管理の経験を有する資格者</u>
【発注者の検査における役割】		
	・発注者として委託業務での書類による検査 ・委託契約が適正に行われたことの検査	・品質証明書を活用して行う検査
【施工管理全体での受発注者での関わり】		
	給付のための権限は第三者に委託されるが、発注者とも変更協議や技術検査などで関わりが残り、 <u>関係が発注者・第三者にまたがる</u>	給付のための検査、変更協議、技術検査が、 <u>従来どおり発注者に一元化</u>
【制度に係るコスト】		
	・ <u>発注者から第三者への委託のコストが必要</u>	・ <u>施工者から第三者への委託費用を工事費に見込むコストが必要</u> ・ <u>中立的な第三者を認定する仕組みの構築が必要</u>

2-4. 品質確保のための新たな体制(案) への意見

○ 第三者制度の導入について

- ・発注者責任としては、第三者の必要性の説明と第三者の資格要件で担保する。
- ・眠っている技術者の活用にもつなげる制度と思われる。

○ 案1と案2について

- ・案1の方が現場にしてみると分かり易いと思われる。海外は案1が多い。
- ・案2は、労働市場が確保できるか疑問である。
- ・案2は、第三者の立場が中途半端な感じがする。

○ 検査項目について

☞ 課題1 第三者による検査内容の明確化・効率化

- ・第三者の検査項目はきちんと決めて、検査項目以外は実施しないようにすることが必要である。
- ・案2の場合、第三者それぞれの基準とならないよう、発注者の基準であることを発注者が確認する必要がある。

○ 検査頻度について

☞ (第三者による検査内容の明確化・効率化)

- ・ランク・難易度等で濃淡をつけるのはありえる。
- ・毎日検査とすると、写真は不要となる。

○ 検査記録について

☞ (第三者による検査内容の明確化・効率化)

- ・検査項目がオーバーにならないよう、施工者と第三者の間で検査の記録を残す範囲を決める必要。
- ・施工プロセスチェックシートを活用するのは良いが記載のない工種の充実が必要である。

○ 第三者の資格について

☞ 課題2 第三者の技術者能力を担保する仕組みの構築

- ・第三者が中立的に検査を実施出来る能力を確認する必要がある。
- ・案1の方が権限があるので第三者の資格は重くなると考えられる。
- ・第三者には施工者のOBも活用すべきである。
- ・CMの認定も視野に入れるべきである。

○ 第三者の中立性について

☞ 課題3 第三者の中立性の確保

- ・過去の議論の中で、完全な中立性はあり得ないとの意見もあった。
- ・誰かが第三者にお金を払う以上、案1・案2ともに、どちらかに中立性が傾く可能性があるのはやむを得ない。
- ・海外でも実施しているが、中立性の確保は難しいのは同様。
- ・案1は第三者が厳しく検査しがちになる。
- ・案2の場合、発注者が選定した中から選ぶような仕組みも考えられる。
- ・案2は受注者が選んだ第三者を発注者としても吟味が必要ではないか。
- ・中立性確保の1つの方法として、発注者・施工者双方が第三者を評価する仕組みを作ることが考えられる。

○ 第三者への費用について

☞ (第三者の中立性の確保)

- ・案2の場合、品質に落札率をかけることになるので、落札率をかけるべきではない。

○ 工事に瑕疵が発生したときの対応について ☞ 課題4 第三者の役割に対する責任の考え方

- ・一義的には施工者の責任である
- ・第三者の保険制度の検討が必要になる可能性がある。

○ 対象工事について

- ・案1と案2を工事によって使い分けてはどうか
(例: 難工事は施工者が充分確認を行うので案2、簡易な工事は検査権限も含めた案1とする)
- ・当初は案1とし、その後時間を経て案2とすることも考えられる

<その他>

- ・この議論は、組織をどうするか? という議論でありターニングポイントになる。
- ・監督業務の方向性も同時に考えるべき。
- ・この仕組みは業界としても受け入れられると思われる。
- ・権限の委譲があるかどうか大きな課題である。
- ・「検査」という言葉を使用すると、施工者は過剰に書類等の準備をしてしまう。検査以外の言葉を使用するとよい。